

平成28年3月亀山市議会定例会提出議案  
条例制定・改廃の背景及び趣旨  
並びに条例新旧対照表

頁

議案第37号	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	1
--------	--	---

件名	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	消防本部 消防総務室
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」（平成28年政令第46号）が平成28年2月24日に公布されました。これにより非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「政令」といいます。）が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>公務災害により支給される年金と公的年金との併給調整規定について、改正後の政令と同様に調整率の改定を行います。 <b>&lt;附則第8条関係&gt;</b></p> <p>(1) 傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率の改定</p> <p>傷病補償年金と同一の事由により厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を0.86から0.88に改定します。</p> <p>(2) 特殊公務災害加算分の調整率の改定</p> <p>特殊公務災害による年金たる補償の加算部分を考慮した特殊公務災害に係る調整率を0.91から0.92に改定します。ただし、傷病等級が第1級の場合の調整率については0.90から0.91に、第2級の場合の調整率については0.90から0.92に改定します。</p> <p>(3) 休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率の改定</p> <p>休業補償と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を0.86から0.88に改定します。</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、平成28年4月1日とします。</p>		

亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
<p>附 則 (他の法律による給付との調整)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p>			<p>附 則 (他の法律による給付との調整)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p>		
1 傷病補償年金 (第22条に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等	0.88	1 傷病補償年金 (第22条に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等	0.86
	2 (略)	(略)		2 (略)	(略)
2 傷病補償年金 (第22条に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.92(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91)	2 傷病補償年金 (第22条に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.91(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90)
	2 (略)	(略)		2 (略)	(略)
3～6	(略)	(略)	3～6	(略)	(略)
3及び4 (略)			3及び4 (略)		
5 (略)			5 (略)		

(略)	(略)
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
(略)	(略)

6 及び 7 (略)

(略)	(略)
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
(略)	(略)

6 及び 7 (略)